

障がい分野外国人材定着応援事業 教材作成および研修実施業務 仕様書

1 概要

障がい福祉分野における、外国人材向けの教材の作成および、外国人材向け研修、日本人職員向け研修の開催にあたり必要な業務一式を委託する。

2 目的

この事業は、外国人材が日本の障がい福祉の現場で働くための基本的な知識や技能を習得することを支援し、障害福祉サービス事業所における外国人材の確保・定着を促進することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

外国人材向けの教材を作成するほか、外国人材と日本人職員のそれぞれに向けた研修を行う。

(1) 外国人材向け教材の作成

- ・教材の対象は、これから福井で働きたい外国人材または福井の障がい福祉事業所で働き始めて間もない外国人材とすること
- ・教材の内容は、日本の障がい福祉の現場で働くための基本的な知識や技能が習得できる内容とし、県内の障がい福祉事業者や学識経験者等の意見を取り入れて作成することで、現場で必要となる知識が学べるよう工夫すること
- ・教材の形式はテキストのほか、(2)の録画動画等も活用し、初めて障がい福祉に触れる外国人材にとってもわかりやすいものになるよう工夫すること
- ・教材は平易な日本語を用いるなど、これから福井で働きたい外国人材でも理解しやすいよう工夫すること
- ・教材はインターネット等で広く公表し、福井での就業を考えている外国人材が現地でも使用できるよう工夫すること

(2) 外国人材向け研修の実施

- ・研修の対象は、ミャンマーで学ぶ外国人材と福井の障がい福祉分野で働く外国人材とすること
- ・研修の内容は、日本の障がい福祉の現場で働くための基本的な知識や技能が習得できる内容とし、県内の障がい福祉事業者や学識経験者等の意見を取り入れて作成することで、現場で必要となる知識が学べるよう工夫すること

- ・なお、以下の項目については必ず盛り込むこと
 - ア 障がい特性について
 - イ 日本の障がい福祉の考え方について
 - ウ 権利擁護、虐待防止について
- ・ミャンマーで学ぶ外国人材に向けて実施する研修はオンラインで開催し、現地の人材育成機関と連携して実施すること
- ・協力する人材育成機関については、県と協議のうえ決定すること
- ・研修形式は、受講者と双方向のコミュニケーションが取れる形式で実施すること
- ・福井の障がい福祉分野で働く外国人材に対して実施する研修の内容は、日々の業務の振り返り等が可能なものとする
- ・研修カリキュラムは、ミャンマーで学ぶ外国人材に向けて実施する研修が6時間×10日、福井の障がい福祉分野で働く外国人材に対して実施する研修が2時間×10日を目安に作成すること
- ・研修の実施回数は、ミャンマーで学ぶ外国人材に向けて実施する研修が1回、福井の障がい福祉分野で働く外国人材に対して実施する研修が2回を目安とすること

(3) 日本人職員向け研修の実施

- ・研修の対象は、県内の障がい福祉事業所で働く日本人職員とすること
- ・研修の内容は、外国人材と一緒に働くうえでのノウハウや気を付けるべきことを学ぶことができる内容とすること
- ・なお、以下の項目については必ず盛り込むこと
 - ア 外国人材への効果的な仕事の教え方
 - イ 外国人材との効果的なコミュニケーションの取り方
 - ウ 外国人材のキャリア形成について
 - (どのように外国人材にキャリアプランを示し永く働いてもらうか)
- ・研修形式は、オンラインとし、受講者と双方向のコミュニケーションが取れる形式で実施すること
- ・研修カリキュラムは2時間を目安に作成すること
- ・研修の実施回数は2回を目安とすること

5 実績報告

委託事業が終了したときは、契約期間終了日までに実績報告書(活動内容および写真等)を障がい福祉課あてに1部提出すること。

6 その他留意事項

- ・受託者は、業務全般を監督する責任者を置くものとする。当該責任者は、県と協議し、効率的かつ効果的に業務を遂行するものとする。

- ・業務の実施に際してトラブル等が生じた場合、受託者は県に速やかに連絡し、県と連携してその処理にあたるものとする。
- ・その他、契約書、仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な事項に限り、管理上または運営上特に必要な業務については、県と協議のうえ、委託金額の範囲内で現場作業内容を変更できるものとする。
- ・契約書、仕様書に記載されていない事項については、障がい福祉課と協議のうえ進めること。
- ・本業務により製作された資料等にかかる著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転するものとする。

7 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものである。よって、企画提案書の内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時には内容を変更することがある。